

## カードローン取引規定

借主は、株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」といいます）の保証に基づき、株式会社きらやか銀行（以下「銀行」といいます）とカードローン取引において下記に定める条項を契約内容とすることに同意し、カードローン取引規定（以下「本規定」といいます）に基づく一切の債務につき責任を負います。

### 第1条（契約の成立）

1. この契約は、借主からの申し込みを銀行が銀行所定の審査のうえ、承諾した時に成立するものとします。
2. 貸越による個別の借入契約は、銀行から借入金が付されたときに成立するものとします。
3. 借主に専用のローンカードおよびカードローン通帳が届かない場合や、借主がローンカードおよびカードローン通帳をお受け取りいただけない場合、本契約は成立いたしません。

### 第2条（取引方法）

1. 本取引は、当座貸越取引とします。
2. 当座貸越契約に伴う当座貸越勘定はカードローン専用口座（以下「ローン口座」といいます）とし、銀行はローンカードおよびカードローン通帳を発行するものとします。
3. この取引はローンカード、カードローン通帳を利用する当座貸越取引とし、当座小切手・手形の振出あるいは引受をしないものとします。
4. この取引は、銀行本支店のいずれか1ヶ店に、本規定に基づくローン口座を開設することにより行うものとします。
5. ローンカードおよび銀行または銀行が現金預払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます）の現金自動預入払出兼用機、自動機器類（以下「自動機」といいます）の取扱いは、別に銀行が定めるローンカード規定に従うものとします。また、ローンカードの交付を銀行から受けるにあたっては使用する暗証を届けるものとします。

### 第3条（貸越極度額）

1. 貸越極度額は、銀行が本契約の成立時に通知した金額を極度とします。銀行がこの貸越極度を超過して融資した場合には、借主は銀行から請求があり次第直ちに極度を超過する金額を支払います。
2. 銀行は前項にかかわらず、この取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、銀行は変更後の貸越極度額および必要な事項を所定の方法で通知するものとします。

### 第4条（契約期限）

1. この取引は契約日の1年後の応答日が属する月の5日を期限とし、期限までに借主または銀行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とします。
2. 期限までに借主または銀行から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
  - (1) 借主はローンカードおよびカードローン通帳を銀行に返却するものとします。
  - (2) 期限の翌日以降、ローンカードおよびカードローン通帳を使用した当座貸越はできないものとします。
  - (3) 貸越元利金は、この規定の各条項に従い期限までに弁済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとします。
  - (4) 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。

- 前2項の定めにかかわらず、第1項による期限の延長は借主が満65歳となる誕生日の翌日以後最初に到来する期間満了日を超えて行わないものとし、この場合の取扱いは前項各号に従うものとします。

## 第5条（利息・損害金）

- 当座貸越の利息は、前月約定返済日（第1回目の場合は当初貸越日）から当月約定返済日前日までの貸越金残高に対して、銀行所定の利率・計算方法により算出した利息を約定返済日に元金に組入れるものとします。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して年14.6%（年365日の日割り計算）の割合による損害金を支払います。
- 前項により利率を変更するほか、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は借入利率および損害金の割合を一般に合理的と認められる程度のものに変更できるものとします。

## 第6条（定例返済）

- 本取引に基づく当座貸越は、前月末日現在の貸越残高に応じ下表の通り返済するものとします。

毎月月末利用残高	毎月返済額
1万円未満	利息金額と借入残高の合計額
50万円以下	10,000円
50万円超 100万円以下	20,000円
100万円超 200万円以下	30,000円
200万円超 300万円以下	40,000円
300万円超 400万円以下	50,000円
400万円超 500万円以下	60,000円

- 本条による返済は、自動引落しの方法によるものとします。この場合、借主は毎月約定返済日の前日までに指定預金口座に返済金相当額以上の金額を預け入れするものとし、前項に定める約定返済額を指定預金口座から引き落としのうえ返済にあてるものとします。
- 前項の預け入れが遅延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。
- 指定預金返済口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延するものとします。

## 第7条（随時返済）

- 借主は、前条に定める定例返済のほか、随時に任意の金額を返済できるものとします。
- 前項の随時返済は、自動機によりローンカード、カードローン通帳を使用してローン口座へ直接入金することによって行うものとします。
- 定例返済が遅延している場合のローン口座への入金については、まず定例返済の遅延金額に充当し、残額を随時返済するものとします。この場合、遅延している定例返済金額に対する不足額に満たない金額の入金はできないものとします。

## 第8条（解約）

- 借主は銀行所定の書面により銀行に通知することにより、いつでもこの取引を解約することができるものとします。
- 銀行は借主について第9条の事由が生じたときは、銀行はこの取引を解約することができるものとします。
- 借主の指定預金口座が解約されたときは、この取引は当然に終了するものとします。

4. 前3項によりこの取引を解約したときは、直ちにローンカードおよびカードローン通帳を銀行に返却するとともに貸越元利金全額を支払うこととします。

## 第9条（即時支払い）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行から通知催告等がなくても貸越元利金は弁済期が到来したものとし、直ちに弁済するものとします。この場合、金融機関から通知なしに直ちに本契約を解約されても異議ありません。
  - (1) 仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
  - (2) 競売の申請または破産、民事再生手続開始、その他これらに類似する法的整理の申し立てがあったとき。
  - (3) 手形交換所または電子記録期間の取引停止処分を受けたとき。
  - (4) 支払を停止したとき。
  - (5) 借主が行方不明、もしくは住所変更の届け出を怠るなどにより、銀行において借主の所在が不明となったとき。
  - (6) 保証会社より保証の取消・解除または即時回収の申し出があったとき。
  - (7) 本取引の名義人が存在しないことが明らかとなったとき。
2. 借主について次の各号の一つでも該当した場合には、銀行から請求あり次第貸越元利金の弁済期限が到来したものとし、直ちに貸越元利金を返済するものとします。
  - (1) 借主が銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。
  - (2) 借主が銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
  - (3) カードローンの取引に関し、借主が銀行に嘘偽の報告または資料提供をしたとき。
  - (4) 前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前2項各号の事由により、この取引における一切の債務につき期限の利益を失ったにもかかわらず直ちに全額を返済しない場合は、借主は銀行が保証会社から代位弁済を受けることに異議を述べないものとします。

## 第10条（債権の譲渡）

1. 借主は銀行が借主に対して有する債権を第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。

## 第11条（銀行からの相殺）

1. 借主が、この契約による債務を履行しなければならない場合は、銀行は貸越元利金等と借主の預金その他銀行の負担する債務とを、その債務の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
2. 前項により相殺する場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略することとします。
3. 前2項によって銀行が相殺する場合、債権、債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

## 第12条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、預金その他の債権の証書、通帳はお届け印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 前2項によって相殺する場合には、債権、債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

### 第 13 条（債務の返済にあてる順序）

1. 弁済または第 11 条により銀行から相殺する場合、借主の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、その充当に対して借主は、異議を述べることはできないものとします。
2. 前条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、借主の指定する順序方法により充当することができます。
3. 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、その充当に対して借主は異議を述べることはできないものとします。
4. 第 2 項の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分難易、弁済期の長短などを考慮して銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
5. 前 2 項によって銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については、期限が到来したのものとして銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

### 第 14 条（危険負担、免責条項等）

1. 借主が銀行に差し入れた証書等が、事変、災害等やむをえない事情によって紛失、消滅または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。なお銀行から請求があれば直ちに代替りの証書等を差し入れるものとします。
2. ローンカードおよびカードローン通帳の所有者は銀行に帰属し、借主は善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
3. 借主はローンカード、カードローン通帳の暗証を誕生日や電話番号、連続番号等の他人の想起しやすい番号にすることを避け、他人に知られないように相当の注意をもって厳格に管理するものとします。
4. 銀行がローンカード、カードローン通帳の電磁気記録によって、銀行または提携先の自動機操作の際に使用されたローンカード、カードローン通帳を銀行が交付したのものとして処理し、入力された暗証と届け出の暗証との一致を確認して当座貸越を行ったうへは、ローンカード、カードローン通帳または暗証につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。ただし、この当座貸越が偽造によるものであり、ローンカード、カードローン通帳および暗証の管理について本人の責に帰すべき事由がなかったことを銀行が確認できた場合の銀行の責任についてはこの限りではありません。
5. 銀行の本支店の窓口においてローンカード、カードローン通帳を確認し、銀行所定の請求書・諸届その他書類に記入または端末に入力された暗証との一致を確認のうえ取扱った場合も前項と同様とします。
6. 銀行がこの取引において、諸届その他書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類印章等について偽造、変造、盗用等があってもそのために生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。
7. 銀行の利用者に対する権利の行使、保全に要した費用は、利用者の負担とします。

### 第 15 条（届出事項の変更等）

1. 借主は、氏名、住所、印章、電話番号、職業その他届け出事項に変更があったときは、直ちに銀行へ所定の方法で届け出するものとします。
2. 借主は届け出のあった氏名、住所にあてて銀行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第 16 条（成年後見人等の届出）

1. 借主に対し家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、借主およびその補助人、保佐人または後見人は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。
2. 借主に対し、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、借主および任意後見監督人は、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。
3. 借主がすでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、借主およびその補助人、保佐人、後見人は、前 2 項と同様に銀行に届け出るものとします。
4. 前 3 項の届出以降に取消または変更等（その補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始された場合を含む）が生じた場合にも同様に銀行に届け出るものとします。
5. 前 4 項の届出の前に損害が生じた場合には、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主が負担するものとします。

## 第 17 条（費用負担）

1. 借主に対する権利の行使または保全に対する費用は借主が負担するものとします。

## 第 18 条（報告および調査）

1. 借主は財産、債務、経営、業況、収入等この取引による貸越金の使途等について、銀行が請求したときは、直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は財産、債務、経営、収入について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても直ちに報告するものとします。

## 第 19 条（規定の変更）

1. 銀行は、民法第 548 条の 4 の定めに基づき効力発生時期を定め、ホームページその他適切な方法で借主に周知したうえで、本規定および関連規定を変更できるものとします。

## 第 20 条（個人信用情報機関への登録）

1. 借主は、この契約に基づく借入金額、借入日、最終回返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から 5 年間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録され、同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
  - (1) この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から 5 年間。
  - (2) この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払を受け、または相殺もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から 5 年間。

## 第 21 条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、

その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有することなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は自己が自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主は自己が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

## 第22条（合意管轄）

1. 借主は、この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、銀行本店または、ローン口座取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。
2. この契約に基づく取引の準拠法は日本法とします。

## 第23条（譲渡、質入等の禁止）

1. ローンカードおよびカードローン通帳は譲渡、質入または貸与することができません。

## 第24条（取扱店の変更）

1. 借主から住居の変更、転勤などの理由により取扱店の変更申し出があった場合は、変更取扱店頭に本人がローンカードおよびカードローン通帳を提示し銀行所定の手続きを行いローンカードおよびカードローン通帳切替え後に当座貸越を受けるものとします。

## 第25条（諸費用の自動引き落とし）

1. この契約に関して借主が負担すべき印紙代その他諸費用については、銀行所定の日指定預金口座から引き落としのうえ、その支払いに充てるものとします。

## 第 26 条 (管理・回収業務の委託)

1. 借主は、銀行が借主に対して有する債権の管理・回収業を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

(2026 年 5 月 1 日現在)